

ID: 1545

担当部署: 地域整備課

処分の概要	負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の3第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 法第56条の3第1項の規定による。 (負担金の滞納処分) 第56条の3 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第1項の負担金を滞納したときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日